

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	予防注射済票の交付	
根拠法令・条項	狂犬病予防法第5条第2項	
所 管 課	健康福祉局 保健所 動物指導センター	
審 査 基 準	市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。 （狂犬病予防法第5条第2項） 前各条に規定するもののほか、犬の登録及び鑑札の交付並びに注射済票の交付に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。 （狂犬病予防法施行令第4条） 犬の所有者は、前項に規定する注射済証を市町村長に提示し、注射済票の交付を受けなければならない。 （狂犬病予防法施行規則第12条第2項） 前項の規定に基づき市町村長が交付する注射済票は、次に掲げる条件（保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が交付する注射済票にあつては、第二号ハに掲げるものを除く。）を具備したものでなければならない。ただし、市町村長が別に注射済票を定めたときは、次の第一号から第四号までに掲げる条件を満たす限りにおいて、当該注射済票によることができる。 （狂犬病予防法施行規則第12条第3項） 省令第12条第3項ただし書の注射済票は、注射済票（様式第3号）とする。 （堺市狂犬病予防法施行細則第3条）	
標準処理期間	標準処理期間	即日
	標準処理期間を設定できない理由	